

特定接種（社会保険・社会福祉・介護事業分野【介護】）の登録申請Q&A

登録事業者

問1. 登録基準告示に示された「介護保険施設」、「指定居宅サービス事業」、「指定地域密着型サービス事業」、「老人福祉施設」及び「有料老人ホーム」は、具体的にどのような「事業の種類」や「対象業務」が該当するのか教えてください。

（答）登録基準告示でお示した「介護保険施設」、「指定居宅サービス事業」、「指定地域密着型サービス事業」、「老人福祉施設」及び「有料老人ホーム」に該当する事業者は、サービスの停止等により要介護度3以上の利用者の生命維持に重大かつ緊急の影響が出る入所施設又は訪問事業所において介護・福祉事業を営む事業者を対象とするという考え方にに基づき、具体的には、介護保険法で規定する「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「特定施設入居者生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」及び「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」として都道府県知事又は市町村長から指定を受けた事業者並びに介護保険法で規定する「介護老人保健施設」並びに老人福祉法で規定する「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「養護老人ホーム」及び「有料老人ホーム」として都道府県知事に届出又は許可を受けた施設を営む事業者を指します。

「訪問リハビリテーション」、「福祉用具貸与」、「居宅介護支援」及び「有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅（安否確認・生活相談のサービスのみを提供）」については、上記の考え方における対象事業者にならないため対象外です。

「居宅療養管理指導」については、病院、診療所又は薬局の医師等が行うものであり、医療分野の新型インフルエンザ等医療提供を行う事業に該当することで当該事業として登録申請可能ですので、介護事業としては、対象外です。同様に、「訪問看護」及び「介護療養型医療施設」についても新型インフルエンザ等医療提供を行う事業に該当することで当該事業として登録申請可能ですので、介護事業としては対象外となります。

「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「認知症対応型通所介護」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」については、通所施設や短期入所施設が新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限としての閉所要請の対象となるため、対象外となります。

介護予防サービスについては、要介護3以上の利用者がいないため対象外です。

また、登録基準告示でお示した「介護事業」についての対象業務は、上記の対象事業者によって実施される「要介護度3以上（中略）の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所にお

いて、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務」です。介護等の生命維持に係るサービスの業務とは、具体的には、食事介護、排泄、与薬、医療的ケア、清拭等のサービスの停止等が要介護度3以上の利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービス業務が該当します。維持管理、労務管理等の事務業務や、調理業務、入浴、リハビリ等の規模・頻度を減らすことが可能な業務やその他休止・延期できる業務については対象外です。

問2. 介護療養型医療施設ですが、昨年度医療分野の登録申請の案内があり、新型インフルエンザ等医療提供を行う事業として、すでに特定接種の登録申請を行っています。再度登録する必要は、ありますか。

（答）介護保険施設に該当する場合でも、医療分野における新型インフルエンザ等医療提供を行う事業に該当することで当該事業として登録申請可能であり、介護事業としては対象外となりますので、登録申請はできません。

登録対象者

問1. 申請書には登録対象業務の従業者数を記入することになっていますが、名簿の提出も必要でしょうか。

（答）登録申請には名簿の提出は不要です。なお、申請内容に疑問があった場合には、必要に応じて登録申請人数の積算根拠などの照会を行う場合がありますので、ご注意ください。

業務継続計画（BCP）

問1. 業務継続計画を申請書に添付して提出する必要はありますか。

（答）登録申請時には、業務継続計画の提出は求めません。ただし、申請内容の確認の際、必要に応じて、提出を求められることがありますので、ご注意ください。

問2. 当社は介護事業以外の事業を主として業務継続計画を作成しているため、業務継続計画を見ても介護事業が含まれていると明確に判断できません。ただし、本計画には介護事業も含まれていることから、登録要件を満たしていると考えてよいですか。

（答）申請内容の確認の際、必要に応じて、業務継続計画をご提出いただき、当該業務継続計画に記載されている「重要業務」に「介護事業」の登録対象業務が含まれる内容かどうかで、登録申請要件である「業務継続計画の作成」を満たすか否かを判断できると考えています。